

## アルプス地域地下水保全対策協議会規約

### (目的)

第1条 松本盆地を大きなひとつの水瓶として捉え、豊富な湧水や地下水を蓄え、それぞれの地域で利益と恩恵を生み出す貴重な地下水源を、将来にわたり良好な状態で守り、継承していくために関係市町村及び長野県が協力し、地下水の保全及びかん養並びに適正利用に向けた取組みを行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、アルプス地域地下水保全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

### (取組事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 地下水の保全及びかん養に関する連携並びに協働に関すること。
- (2) 地下水に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 地下水の保全に関する取組み及び成果に関する情報共有並びに発信に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

### (組織)

第4条 協議会は、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村（以下「市町村」という。）及び長野県で組織する。

- 2 市町村の中から協議会を運営する当番市町村を置く。
- 3 当番市町村の任期は、2年とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、連絡会議、担当者会議及び専門会議とする。

- 2 連絡会議は、必要に応じて開催する。連絡会議は、市町村の長並びに長野県松本地域振興局長及び北アルプス地域振興局長をもって構成し、関係部長等による代理出席を認める。
- 3 担当者会議は、市町村及び長野県の実務を所管する職員をもって構成し、市町村間の調整を図りながら事業を推進するために必要な事項について審議する。
- 4 専門会議は、必要に応じて開催する。専門会議は、前2項に規定する者をもって構成し、専門会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は当番市町村の長とし、副会長は次期当番市町村の長とする。

- 3 会長及び副会長の任期は、2年とする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、当番市町村に置く。

(経費)

第8条 協議会の経費として、市町村からの分担金の徴収は行わない。

- 2 第5条に規定する協議会の会議開催に必要な経費は、当番市町村が負担する。
- 3 市町村が連携して共通の事業を実施する場合は、分担金をその都度徴収することとし、分担割合は、その際に協議して決定する。

(補則)

第9条 この規約に定めるほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議する。

附 則

この規約は、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。